

大学公認サークルに関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本学学生の課外活動の振興を図ることを目的として、大学が公認するサークルの取扱について定める。

(認可の要件)

第2条 学生サークルが大学の公認するサークルになるためには、学生生活支援部長の認可を受けなければならない。

2 学生サークルが前項の認可を受けるためには、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 原則として10名以上の本学学生で構成されていること。
- (2) 原則として複数の学科及び学年で構成されていること。
- (3) 学内における特定の政治的実践活動および特定の宗教的宣教活動を目的としないこと。

(認可申請書類)

第3条 学生サークルが前条の認可を受けるためには、毎年前期および後期の募集期日までに、次の書類を添えて学生生活支援部長へ願い出なければならない。

- ①公認サークル新規登録書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1
- ②部員名簿・・様式2

(公認の認可)

第4条 学生生活支援部長は、前条により公認の認可申請があった場合は、これを学生生活支援委員会に諮り、適格と認められるサークルを公認サークルとする。

(報告義務)

第5条 前条にて公認となったサークルは次の各号に定める報告義務を果たさなければならない。

- (1) 毎年1月の所定日までに継続申請書および当年度活動状況報告を提出すること。
- (2) 大学外で宿泊を伴う活動を行う際は、事前に大学に合宿届を提出すること。
- (3) 解散する場合には、その旨を大学に届け出ること。

(認可の取消)

第6条 学生生活支援部長は、公認サークルが次の各号の一に該当するときは、学生生活支援委員会の議を経て、公認サークルとしての認可を取り消すことができる。

- (1) 第2条2項に定める認可の要件を欠格したとき。
- (2) 第5条に定める報告義務を怠ったとき。
- (3) 公認サークルとして不適格であると認められたとき。

(大学の援助)

第7条 公認サークルは、次の各号に定める大学の援助を受けることができる。援助を受ける場合は、取扱部署に申請の上、その許可を受けるものとする。

- (1) 貸出可能な大学施設の利用。
- (2) 貸出可能な物品の使用。
- (3) 活動内容に関する印刷物の掲示および配布。

(事務の所管)

第8条 本要綱に定める事項の取扱部署は、学生課とする。

(改廃)

第9条 この取扱要綱の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附則

この取扱要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この取扱要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この取扱要綱は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。